概要版

第９期

下仁田町高齢者福祉計画及び下仁田町介護保険事業計画

（令和６～８年度）

目　次

第１章 計画の策定にあたって …… 1
第２章 高齢者の現状と将来推計 …… 3
第３章 計画の基本的な考え方 …… 5
第４章 自立した生活づくり …… 7
第５章 生き生きとした健康づくり …… 10
第６章 介護予防の推進と支え合いの地域づくり …… 11
第７章 介護基盤の充実したまちづくり …… 14
第８章 生きがいのある福祉のまちづくり …… 19
第９章 計画を推進するための体制づくり …… 20

第１章　計画の策定にあたって

１｜計画策定の趣旨

本町では、「下仁田町第５次総合計画（2017年度～2026年度）」において「人が輝き、暮らしが輝き、未来が輝くまち しもにた」を目指す将来像に掲げ、健康・福祉分野の構想「だれもが健やかにいきいきと暮らせるまちづくり」により各施策を推進しています。そして、その分野計画である「第８期下仁田町高齢者福祉計画及び介護保険事業計画」では、「元気でやさしさあふれる共生のまち しもにた」を基本理念として、「地域包括ケアシステム」の深化を図り、介護サービスの充実と高齢者を支える地域づくりを推進してきました。

今般、この第８期計画期間が終了することから、超高齢社会にある本町の高齢者を取り巻く情勢や課題を踏まえ、「だれもが健やかにいきいきと暮らせるまちづくり」をさらに推進するため「第９期下仁田町高齢者福祉計画及び介護保険事業計画」（以下「本計画」という。）を策定しました。

２｜計画の位置づけ

（１）法的根拠

この計画は、老人福祉法第20条の８第１項の規定に基づく市町村老人福祉計画及び介護保険法第117条第１項の規定に基づく市町村介護保険事業計画として、一体的に策定しました。

（２）関連計画との調和

本計画は、「群馬県高齢者保健福祉計画」及び「群馬県地域医療構想」等と調整を図り、かつ、本町の最上位計画である「下仁田町第５次総合計画」を踏まえ、福祉部門の上位計画である「下仁田町地域福祉計画」及び保健福祉分野をはじめとした関連計画との調和を図り策定したものです。

■計画の位置づけ

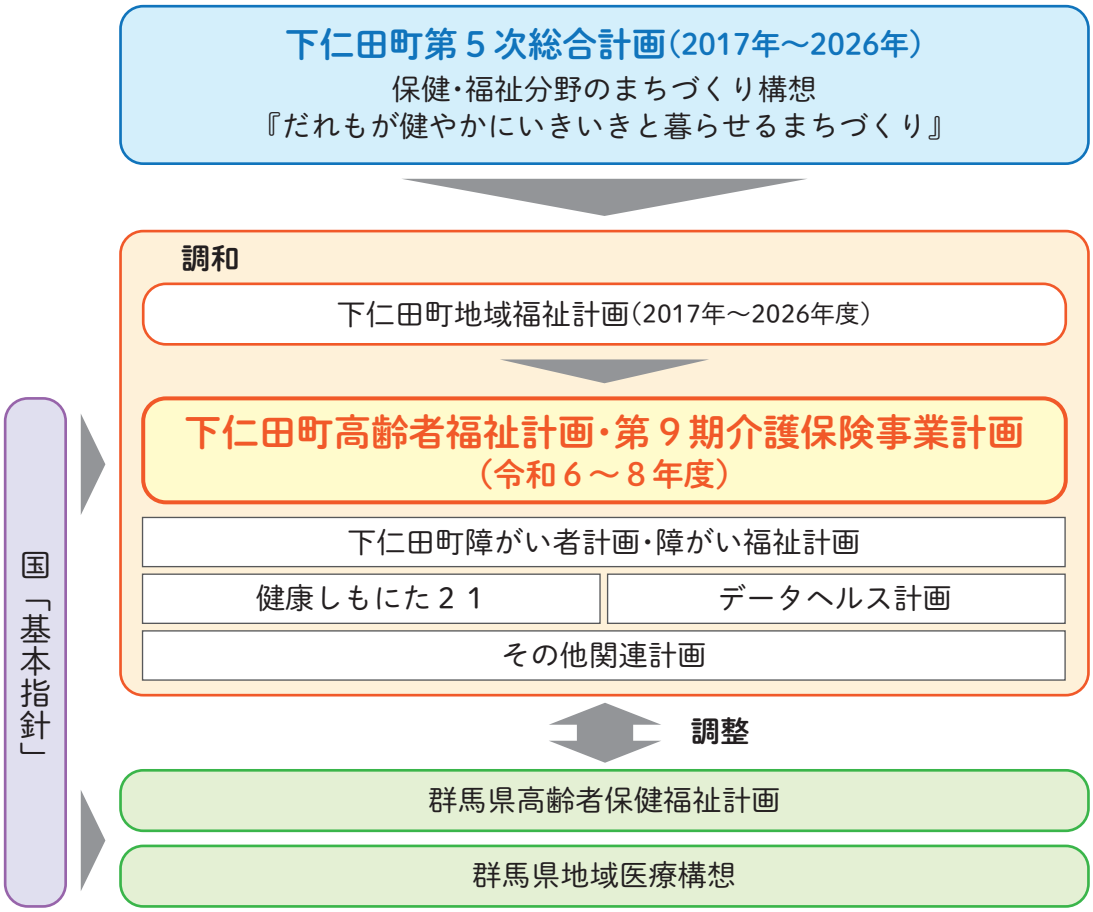

3 計画期間

本計画は、団塊ジュニア世代が高齢期に到達する令和22年度を見据えつつ、介護保険法第117条第１項の規定に基づき、令和６年度から令和８年度までの３年間を計画期間としますが、社会情勢の変化等を踏まえ、状況に応じて見直しを図ります。

■計画期間

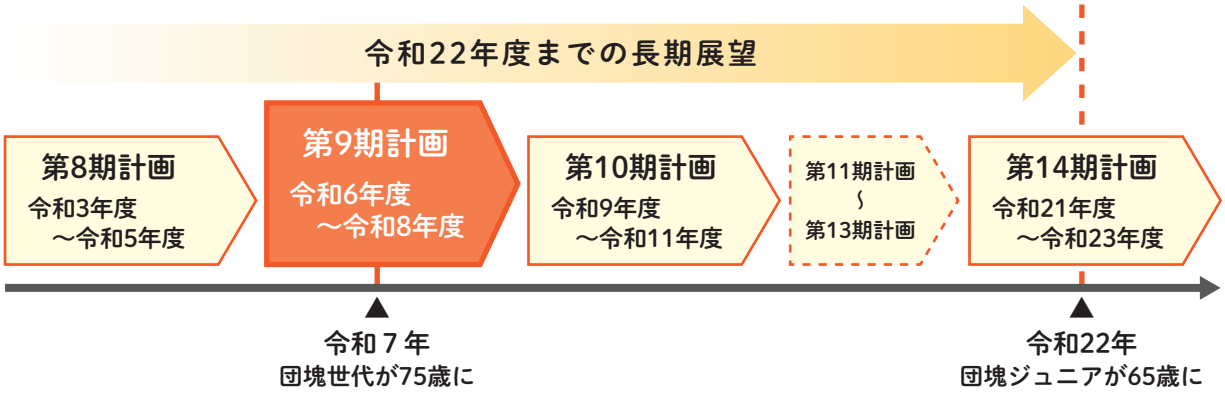

第２章　高齢者の現状と将来推計

１｜高齢者人口と世帯

（１）人口推移

本町の総人口は減少傾向で推移し、この傾向が長期的に継続すると見込まれます。年齢３区分でみると、いずれも減少しますが、高齢者人口（65歳以上）は最も緩やかな減少であり、令和22年には構成比が60.3％となり、高齢化率が６割に到達すると見込まれます。

■人口推移

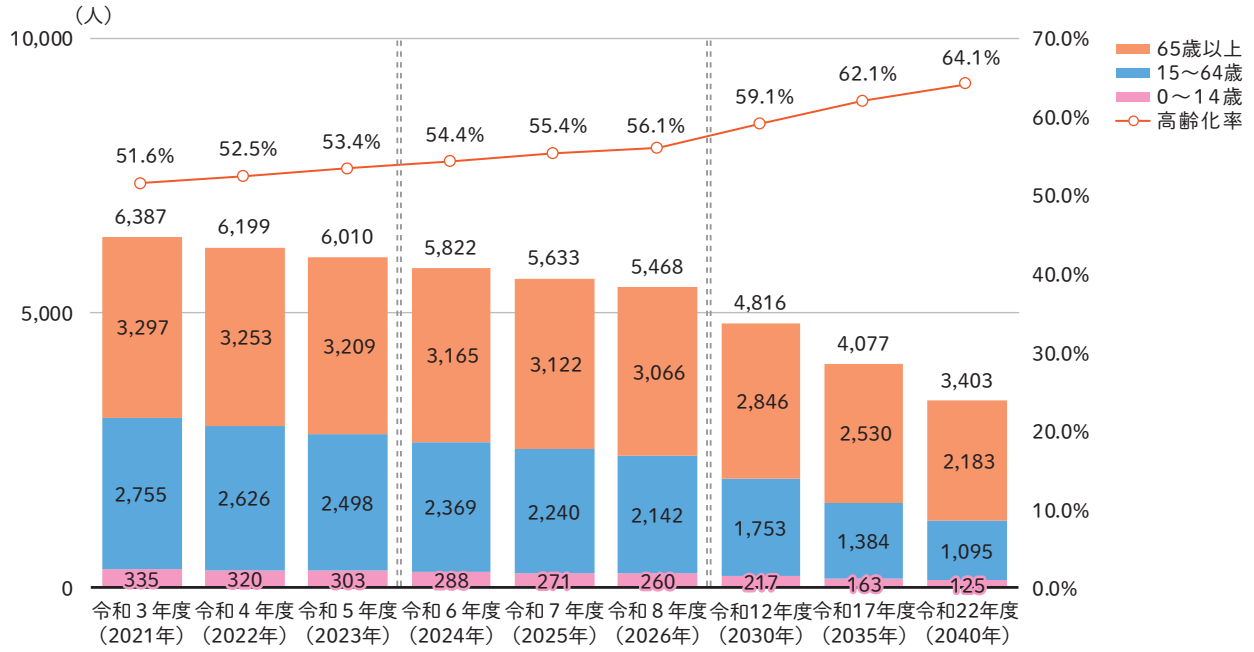

※国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（令和５年）」により作成。

■人口ピラミッド

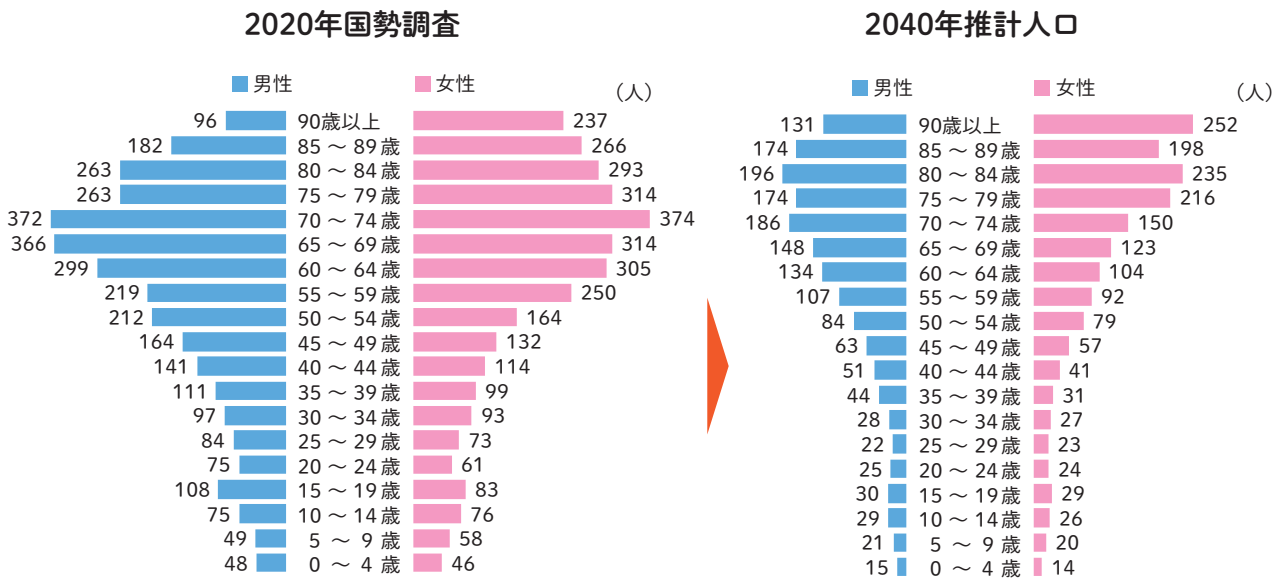

（２）世帯数の推移

本町の「一般世帯総数」は、長期的に減少傾向で推移する一方で、「高齢者のいる世帯」は増加し、令和22年には2,209世帯になるものと見込まれます。

■一般世帯総数及び高齢者のいる世帯数の推移

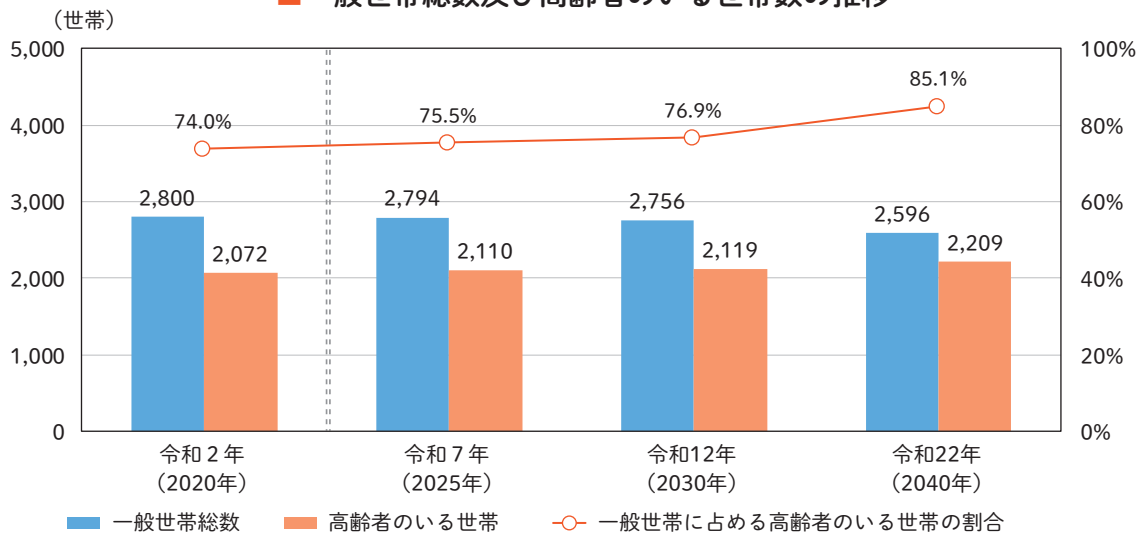

※令和２年は国勢調査。他は独自推計。

2 ｜ 要支援・要介護認定者の短期的推移と推計

第８期計画期間における認定者数は、令和３年度が618人、令和４年度が634人、令和５年が595人となっており、年度により増減があります。

直近の認定率の状況が、今後も継続すると仮定した第９期計画期間中の認定者数は、各年度600人からやや減少しながら推移するものと見込まれます。

また、さらに長期の推計をすれば、令和12年度が568人、令和17年度が555人、令和22年度が531人と、さらに減少傾向で推移するものと見込まれます。

■要支援・要介護認定者数

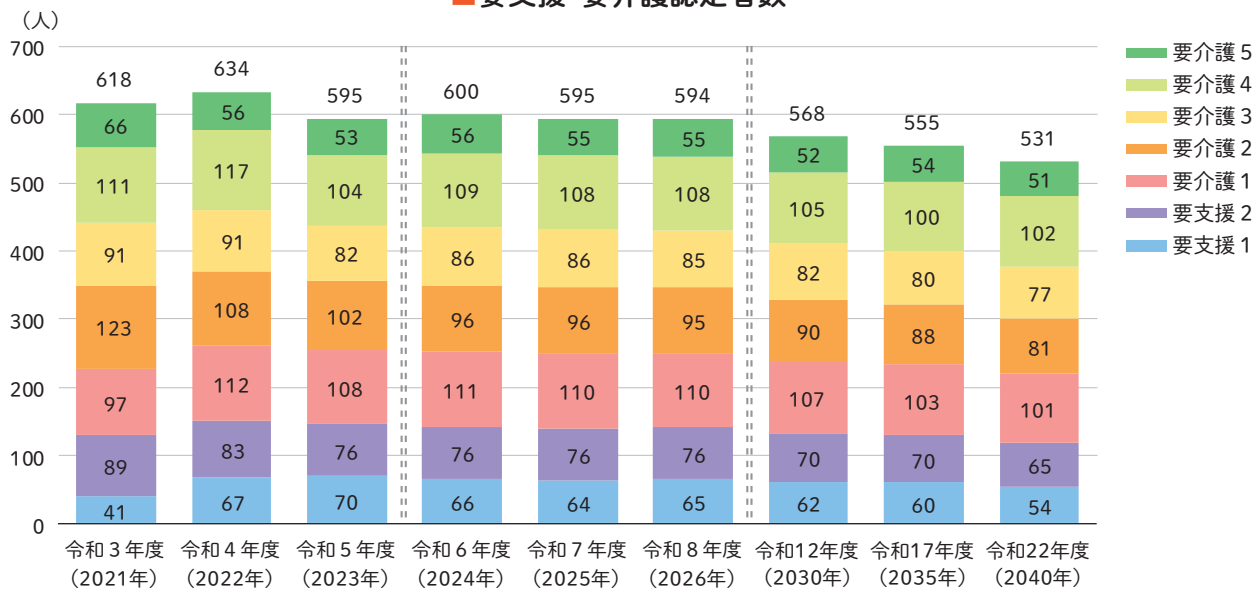

※「地域包括ケア見える化システム・将来推計」により作成。

第３章　計画の基本的な考え方

1 基本理念

前章で確認した現状及び将来推計を踏まえ、そこから導き出された諸課題に対応し、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援の各サービスが包括的に提供される「地域包括ケアシステム」を深化・推進していくことが必要です。本計画においても第８期の基本理念「元気でやさしさあふれる共生のまち しもにた」を継続し、必要な施策を実施します。

元気でやさしさあふれる共生のまち しもにた

2 基本目標

基本理念を実現するため、各事業分野で取り組む基本目標を次のとおりに設定します。

基本目標１　自立した生活づくり

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、身近な地域で提供する福祉サービスを充実します。また、認知症の高齢者も増加していることから、虐待防止対策を進めるとともに高齢者の権利擁護に努めます。

基本目標２　生き生きとした健康づくり

高齢者が元気であり続けることは、高齢者自らの幸せな生活だけでなく、医療保険や介護保険などの社会保障制度を健全に運営することにもつながります。高齢者が自らの健康に関心を持ち、健康づくりや介護予防などの取り組みに進んで参加できるように、成人期からの健康増進事業を推進します。

基本目標３　介護予防の推進と支え合いの地域づくり

地域包括支援センターの機能強化を図り、高齢者やその家族が地域において安心して日常生活を営むことができるよう、在宅医療と介護との連携、認知症高齢者と家族への支援、高齢者虐待防止などの施策を推進するとともに、生活支援コーディネーターや協議体が中心となり、サービス提供者と利用者とが「支える側」と「支えられる側」という画一的な関係性に陥ることのないよう、世代を超えた地域住民が共に支え合う地域づくりを進めていきます。

基本目標４　安心できる介護保険サービスの提供基盤づくり

高齢者が介護を必要とする状態になっても住み慣れた地域で安心して生活するため、介護保険事業を健全かつ円滑に運営し、必要な介護サービスを安心して受けられるよう、サービス基盤の充実を図るとともに、給付の適正化に取り組みます。

基本目標5　生きがいのある福祉のまちづくり

生きがいにあふれた地域づくりを実現するために、積極的に社会参加や学習・健康づくり活動、さらにはボランティア活動等に参加することができるよう、学習・スポーツ活動の充実や社会参加機会の提供に努め、活力ある地域社会が形成されるよう取り組んでいきます。

基本目標6　計画を推進するための体制づくり

安心できる地域ケアの実現にむけて、各主管課において適切な事業運営のための環境整備に努めるとともに、町民ニーズを的確に把握しながら、地域の特性に応じたきめ細かな高齢者保健福祉施策を総合的・一体的に推進していきます。また、各年度において計画の達成状況を点検し、その結果に基づいて対策を実施していきます。

3 | 施策体系

基本理念及び基本目標のもとに各施策項目を配置し、その体系を示すと次のとおりとなります。

基本理念

元気でやさしさあふれる共生のまち　しもにた

基本目標1 自立した生活づくり	1. 在宅福祉サービスの充実 2. 安心して暮らせる環境づくり
基本目標2 生き生きとした健康づくり	1. 保健サービスの充実 2. 健康度評価事業の推進
基本目標3 介護予防の推進と支え合いの地域づくり	1. 介護予防・日常生活支援総合事業 2. 包括的支援事業 3. 任意事業
基本目標4 安心できる介護保険サービスの提供基盤づくり	1. 介護サービス提供基盤の整備 2. 介護保険サービス見込量 3. サービス見込量を確保するための方策 など
基本目標5 生きがいのある福祉のまちづくり	1. 生きがいづくりの推進 2. 仲間づくりの推進
基本目標6 計画を推進するための体制づくり	1. 庁内体制の充実 2. 相談窓口サービスの充実 3. 進行管理の実施

第４章　自立した生活づくり

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、身近な地域で提供する福祉サービスを充実します。また、認知症の高齢者も増加していることから、虐待防止対策を進めるとともに高齢者の権利擁護に努めます。

１　在宅福祉サービスの充実

要援護高齢者及び一人暮らし高齢者やその家族の生活を支援し、住み慣れた地域での暮らしをサポートするための次の事業を実施しています。

また、地域包括支援センターを中核とした相談・支援体制のもとで、その人に必要なサービスが適切に受けられるよう総合的に支援していきます。

（１）生活支援事業

要援護高齢者及び一人暮らし高齢者の介護予防や生きがいづくりの観点から、寝具類等乾燥消毒サービス、はり・きゅうマッサージ施術料助成、集落高齢者等タクシー利用券交付などの事業を充実していきます。

主な事業	寝具乾燥消毒サービス事業、はり・きゅう及びマッサージ施術料助成、集落高齢者等タクシー利用券交付事業

（２）家族介護支援事業

介護が必要な状態になっても在宅で生活したいと多くの方が希望していることから、介護する家族に対して、介護慰労金支給事業や紙おむつ購入費扶助、福祉車両貸出サービス等、介護する側の支援の充実に努めます。

主な事業	紙おむつ購入費扶助、福祉車両貸出サービス（下仁田町社会福祉協議会委託事業）、介護車両購入費補助金交付事業、家族介護継続支援事業

（３）老人福祉法による措置

経済的理由や家庭環境により、在宅で生活することが困難な高齢者を老人福祉法に基づき市町村が入所措置する制度です。

現状では措置入所は減少し、対象者がいないことから、短期入所事業等を設置しました。

今後も、虐待等に伴い安全確保が必要な高齢者を速やかに保護するとともに、家族介護負担が図られるよう養護老人ホーム等との連携を強化します。

（4）高齢者の居住の支援

全国的に有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅が増加し、多様な介護ニーズの受け皿となっている状況を踏まえ、居住支援の一環として、県と連携してこれらの設置状況を把握します。また、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の質の確保を図る観点から、居宅サービス等の提供状況の把握や要介護認定の過程等で未届けの有料老人ホームを確認した場合は、県への情報提供を行います。

●特定施設入居者生活介護の指定を受けていない本町の有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の入居定員総数

	施設数	総定員数	総戸数
有料老人ホーム（住宅型）	1	47	－
サービス付き高齢者向け住宅（有料該当）	1	－	16

2 安心して暮らせる環境づくり

（1）地域における支え合い

従来、自助（自分自身や家族による）・共助（介護保険等）・公助（行政サービス）での対応が主流でしたが、社会の変化に伴い、地域の人々・友人・世代間を超えた人々との間の「顔の見える」助け合いにより行われる「互助」（ボランティア・住民組織）を再構築する必要があると考えます。

そのため町では、新たな「互助」を掘り起し、若年層から元気高齢者まで地域活動への参加を促進し、地域支援事業で実施される事業と一体となって、支援を必要とする地域の高齢者を支える環境づくりを推進するとともに、地域での見守り体制を確保するために関係機関との連携を図り、支援ニーズの早期発見と対応に努めます。

①高齢者の見守り支援

1）行政による見守り支援

一人暮らし高齢者等把握、配食による高齢者等見守り、緊急通報装置設置補助

2）住民・地区組織などの互助による見守り支援

地区組織・自治会による見守り支援、認知症高齢者の地域見守り支援

3）事業者等との連携による見守り支援

事業者との協定による見守り

②災害時の体制づくり

災害時要援護者台帳の更新・整備、関係部署・機関の連携、救急キットの配布

（2）生活支援サービスの充実

生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）の養成

地域における高齢者の生活支援サービスについてコーディネートを行う生活支援コーディネーターを養成し、高齢者の生活支援・介護予防サービス提供体制の構築を図ります。

今後も、生活支援コーディネーターが円滑に事業へ取り組めるよう、研修や定期的な情報交換の積極的な参加を勧奨するとともに、委託先と検討し実情に応じた養成を行います。

（３）認知症高齢者への支援

国の「認知症施策推進大綱」に沿って、地域支援事業で実施される認知症総合支援事業と一体となり、認知症になっても住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けられる「共生」を目指し、「認知症バリアフリー」の取組を進めていくとともに、「共生」の基盤の下、通いの場の拡大など「予防」の取組を進めていきます。

※「共生」とは、認知症の人が、尊厳と希望を持って認知症とともに生きる、また、認知症があってもなくても同じ社会でともに生きる、という意味です。
※「予防」とは、「認知症になるのを遅らせる」「認知症になっても進行を緩やかにする」という意味です。

なお、「認知症施策推進大綱」については、中間年である令和４年に中間評価が行われましたが、「認知症介護指導者養成研修」、「認知症介護実践リーダー研修」、「認知症カフェを全市町村に普及」は目標未達成項目、「認知症初期集中支援チームにおける訪問実人数」は進捗状況が低調である項目となっています。

①認知症高齢者を支えるまちづくり
認知症サポーターの養成強化、認知症についての周知啓発
②認知症ケアパスの普及
③認知症の早期発見・早期診断による対応

（４）高齢者等の権利擁護

高齢者虐待や消費者被害などを防止し、高齢者等の尊厳を保ち、自分らしく日常生活を安心して送れる地域づくりを目指します。

① 高齢者の虐待防止
② 成年後見制度の普及促進
③ 消費者被害の防止

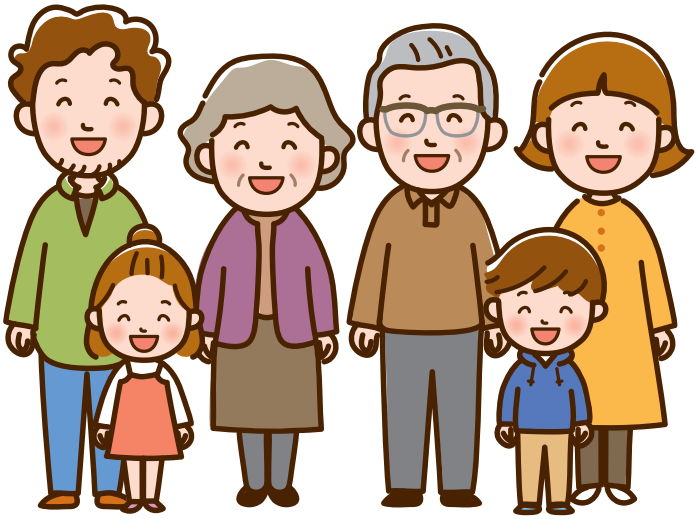

第５章　生き生きとした健康づくり

高齢者が元気であり続けることは、高齢者自らの幸せな生活だけでなく、医療保険や介護保険などの社会保障制度を健全に運営することにもつながります。高齢者が自らの健康に関心を持ち、健康づくりや介護予防などの取り組みに進んで参加できるように、成人期からの健康増進事業を推進します。

1　保健サービスの充実

（１）高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施事業の推進

人生100年時代に生きる現在の高齢者の心身の多様な課題に対応し、きめ細やかな支援を実施するため、後期高齢者医療広域連合と連携し、高齢者の保健事業と介護予防を一体的に実施し、高齢者の健康寿命の延伸を図ります。

（２）健康教育・相談・診査の充実

① 健康教育

生活習慣病の予防、その他健康に関する事項について、正しい知識の普及を図ることにより、「自らの健康は自らが守る」という認識と自覚を高め、健康の保持増進に資することを目的に実施します。

② 健康相談

新型コロナウイルス感染症の予防対策を図りながら、心身の健康に関する個別の相談に応じ、必要な指導及び助言を行い、家庭における健康管理に資することを目的に実施します。

相談したいときにいつでも相談できる随時相談体制を維持するとともに、地域包括支援センターや社会福祉協議会と連携し、相談体制を充実します。

③ 健康診査・検診

感染症対策を配慮した健(検)診体制を整備し、健康診査の受診率向上に努めるとともに、健診結果を踏まえて効果的な栄養指導、その他の保健指導を行うことにより、生活習慣病や心血管疾患等の発症予防につながる予防対策・保健指導を充実します。

（３）町民への周知・啓発

町広報やホームページに健康情報を掲載し、健康に関する情報や健康づくりなどの情報を周知・啓発に努めるとともに、保健推進員や食生活改善推進員に健康情報を提供し、地域への普及を図ります。

2　健康度評価事業の推進

健康づくり推進協議会において保健事業の実績や計画に関する検討・協議を行うとともに、個人単位の健康に係る情報を調査・分析し、健康増進に有効的・効率的な各種保健事業のあり方・体制づくり等の再構築を推進します。

第６章　介護予防の推進と支え合いの地域づくり

地域包括支援センターの機能強化を図り、高齢者やその家族が地域において安心して日常生活を営むことができるよう、在宅医療と介護との連携、認知症高齢者と家族への支援、高齢者虐待防止などの施策を推進するとともに、生活支援コーディネーターや協議体が中心となり、サービス提供者と利用者とが「支える側」と「支えられる側」という画一的な関係性に陥ることのないよう、世代を超えた地域住民が共に支え合う地域づくりを進めていきます。

１｜介護予防・日常生活支援総合事業

（１）介護予防・生活支援サービス事業

本町の介護予防・生活支援サービス事業は、①訪問型サービス、②通所型サービス、③介護予防ケアマネジメントで構成され、要支援者等に対して、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止及び地域における自立した日常生活の支援を実施することにより、一人ひとりの生きがいや自己実現のための取組を支援し、活動的で生きがいのある生活や人生を送ることができるように支援することを目的として実施しました。

また、要支援者等の多様な生活支援のニーズに対して、旧介護予防訪問介護等により提供されていた専門的なサービスに加え住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することにより、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援等を模索中であり、今後、なお一層の地域の支え合いの体制づくりの構築が必要です。

今後は、多様なサービス充実に向け、状況に応じて住民主体による地域支え合いの体制づくりを検討します。

（２）一般介護予防事業

市町村の独自財源で行う事業や地域の互助、民間サービスとの役割分担を踏まえ、高齢者を年齢や心身の状況等によって分け隔てることなく、住民主体の通いの場を充実させ、人と人とのつながりを通じて、参加者や通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりを推進します。

第８期計画では、サロンへの専門職の派遣や「寄楽ねーかい」、「コグニサイズ」等の健康教室を実施するとともに、住民主体の通いの場を作り、参加者の通いの場が継続しています。さらに、参加機会が減少しないよう教室数の増加にも取り組みます。

また、社会福祉協議会と連携し、他のサロンの充実により人と人とのつながりを通じた地域づくりを継続します。

（１）介護予防把握事業

（２）介護予防普及啓発事業

主な事業	介護予防講演会、コグニサイズ（認知症予防教室）、 フレイル予防講座（社協共催）

（３）地域介護予防活動支援事業

（４）地域リハビリテーション活動支援事業

2 | 包括的支援事業

包括的支援事業は、「地域包括支援センターの運営」に関する業務と、在宅医療・介護連携推進事業、生活支援体制整備事業等の「社会保障充実分」に関する業務で構成されます。

（1）地域包括支援センターの運営

① 総合相談支援業務

総合相談支援は、地域の高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしく生活を継続していくことができるよう、地域における関係者とのネットワークを構築するとともに、高齢者の心身の状況や生活の実態、必要な支援等を幅広く把握し、相談を受け、地域における適切な保健・医療・福祉サービスの機関または制度の利用につなげる等の支援を行っています。

今後も、地域包括支援センターが身近な相談窓口であることを周知するとともに、様々な相談に応じ、課題の明確化や緊急性を判断して適切な機関・制度・サービスへつなぎ、必要な支援を実施します。

② 権利擁護業務

権利擁護事業は、地域の住民、民生委員、介護支援専門員等の支援だけでは十分に問題が解決できない事項や適切なサービス等につながる方法が見つからない等の困難な状況にある高齢者が、地域において尊厳のある生活を維持し、安心して生活を行うことができるよう、専門的・継続的な視点から地域包括支援センターが中心となって、高齢者の権利擁護のために必要な支援を行っています。

今後も、成年後見制度などの周知や高齢者虐待の防止に向けた取り組みとともに、権利擁護の推進を図ります。

③ 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

個々の高齢者の状況や変化に応じて、包括的かつ継続的に支援していく包括的・継続的ケアマネジメントが重要であり、地域における連携・協働の体制づくりや個々の介護支援専門員に対する支援等を実施しています。

介護支援専門員に求められることが多く、対応すべき事案が複雑化しています。引き続きケア会議や研修などを通して介護支援専門員の資質向上に努めるとともに、適切な課題対応に資する情報提供を継続します。

（2）社会保障充実分

関係機関との緊密な連携のもと、在宅医療・介護や生活支援体制整備、認知症施策は地域包括ケアシステムの根幹と位置づけ、更なる検討や理解を深める機会と仕組み作りを進めていきます。

① 在宅医療・介護連携推進事業

医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、在宅医療と介護を一体的に提供するために、次の会議の出席等により医療機関と介護事業所等の関係者の連携を推進します。

② 生活支援体制整備事業

ＮＰＯ法人、民間企業、協同組合、ボランティア、社会福祉法人、社会福祉協議会、地縁組織、介護サービス事業所、シルバー人材センター、老人クラブ、商工会、民生委員等の生活支援サービスを担う事業主体と連携しながら、多様な日常生活上の支援体制の充実・強化及び高齢者の社会参加の推進を目的として、「生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）」の配置と協議体の設置を行います。

今後、役割がある形での高齢者の社会参加等を促進するため、就労的活動支援コーディネーター（就労的活動支援員）の配置を検討します。

主な事業	生活支援コーディネーターの配置、協議体の設置

③ 認知症総合支援事業

国の「認知症施策推進大綱」に沿って、認知症になっても住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けられるための施策を推進します。今後も、地域の認知症の人やその家族の支援ニーズと認知症サポーターを中心とした支援をつなぐ仕組みである「チームオレンジ」の構築や、その運営を支援するチームオレンジコーディネーターに認知症地域支援推進員が兼務することなど、「共生」に向けた体制の整備を検討します。

3 任意事業

（１）介護給付費適正化事業

高齢者が介護を必要とする状態になっても住み慣れた地域で安心して生活するため、介護保険事業を健全かつ円滑に運営し、必要な介護サービスを安心して受けられるよう、サービス基盤の充実を図るとともに、主要３事業と介護給付費通知による給付適正化に取り組みます。

（２）家族介護支援事業

介護方法の指導その他の要介護被保険者を現に介護する者の支援のため、介護者教室を開催するとともに、認知症高齢者見守り事業、家族介護継続支援事業を実施します。

主な事業	介護者教室の開催、認知症高齢者見守り事業、家族介護継続支援事業

（３）その他の事業

高齢者の地域における自立した日常生活の支援のため必要と考えられる次の事業を実施します。

主な事業	成年後見制度利用支援事業、福祉用具・住宅改修支援事業、 認知症サポーター等養成事業、地域自立生活支援事業

第７章　介護基盤の充実したまちづくり

高齢者が介護を必要とする状態になっても住み慣れた地域で安心して生活するため、介護保険事業を健全かつ円滑に運営し、必要な介護サービスを安心して受けられるよう、サービス基盤の充実を図るとともに、給付の適正化に取り組みます。

1｜介護サービス提供基盤の整備

本計画期間でのサービス提供基盤の状況は次のとおりとなります。

	施設数	定員数		施設数	定員数
地域密着型サービス	5	65	施設サービス	2	110
小規模多機能型居宅介護	1	29	介護老人福祉施設	1	70
認知症対応型共同生活介護	4	36	介護医療院	1	40

2｜介護保険サービス見込量

（１）介護給付等対象サービスの見込量の概要

本計画期間及び令和22年度のサービス見込量は次のとおりです。

■介護予防サービス

			令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
（１）介護予防サービス						
	介護予防訪問入浴介護	給付費（千円）	0	0	0	0
		回数（回）	0	0	0	0.0
		人数（人）	0	0	0	0
	介護予防訪問看護	給付費（千円）	5,470	5,477	5,477	4,658
		回数（回）	132	132	132	111.0
		人数（人）	12	12	12	10
	介護予防訪問リハビリテーション	給付費（千円）	845	846	846	846
		回数（回）	25	25	25	24.8
		人数（人）	3	3	3	3
	介護予防居宅療養管理指導	給付費（千円）	75	76	76	76
		人数（人）	1	1	1	1
	介護予防通所リハビリテーション	給付費（千円）	8,851	8,862	8,862	7,588
		人数（人）	19	19	19	16
	介護予防短期入所生活介護	給付費（千円）	275	275	275	275
		日数（日）	3	3	3	3.4
		人数（人）	1	1	1	1
	介護予防短期入所療養介護（老健）	給付費（千円）	0	0	0	0
		日数（日）	0	0	0	0.0
		人数（人）	0	0	0	0
	介護予防短期入所療養介護（病院等）	給付費（千円）	0	0	0	0
		日数（日）	0	0	0	0.0
		人数（人）	0	0	0	0
	介護予防短期入所療養介護（介護医療院）	給付費（千円）	0	0	0	0
		日数（日）	0	0	0	0.0
		人数（人）	0	0	0	0
	介護予防福祉用具貸与	給付費（千円）	3,720	3,720	3,655	3,096
		人数（人）	47	47	46	39
	特定介護予防福祉用具購入費	給付費（千円）	0	0	0	0
		人数（人）	0	0	0	0
	介護予防住宅改修	給付費（千円）	536	536	536	536
		人数（人）	1	1	1	1
	介護予防特定施設入居者生活介護	給付費（千円）	5,040	5,046	5,046	5,046
		人数（人）	5	5	5	5
（２）地域密着型介護予防サービス						
	介護予防認知症対応型通所介護	給付費（千円）	0	0	0	0
		回数（回）	0	0	0	0.0
		人数（人）	0	0	0	0
	介護予防小規模多機能型居宅介護	給付費（千円）	0	0	0	0
		人数（人）	0	0	0	0
	介護予防認知症対応型共同生活介護	給付費（千円）	0	0	0	0
		人数（人）	0	0	0	0
（３）介護予防支援		給付費（千円）	3,329	3,220	3,220	2,825
		人数（人）	59	57	57	50
合計		給付費（千円）	28,141	28,058	27,993	24,946

■介護サービス

			令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
（1）居宅サービス						
	訪問介護	給付費（千円）	18,355	18,378	18,378	16,731
		回数（回）	482	482	482	441.0
		人数（人）	37	37	37	33
	訪問入浴介護	給付費（千円）	0	0	0	0
		回数（回）	0	0	0	0.0
		人数（人）	0	0	0	0
	訪問看護	給付費（千円）	7,344	7,354	7,354	6,212
		回数（回）	114	114	114	96.4
		人数（人）	20	20	20	17
	訪問リハビリテーション	給付費（千円）	1,580	1,582	1,582	1,280
		回数（回）	46	46	46	37.3
		人数（人）	5	5	5	4
	居宅療養管理指導	給付費（千円）	2,667	2,670	2,670	2,394
		人数（人）	29	29	29	26
	通所介護	給付費（千円）	144,885	142,743	140,178	128,516
		回数（回）	1,628	1,607	1,580	1,437.8
		人数（人）	115	114	112	102
	通所リハビリテーション	給付費（千円）	21,124	21,151	21,151	17,382
		回数（回）	228	228	228	187.2
		人数（人）	29	29	29	24
	短期入所生活介護	給付費（千円）	10,844	10,858	10,858	9,871
		日数（日）	117	117	117	104.7
		人数（人）	12	12	12	11
	短期入所療養介護（老健）	給付費（千円）	10,780	10,793	10,793	10,793
		日数（日）	99	99	99	99.3
		人数（人）	8	8	8	8
	短期入所療養介護（病院等）	給付費（千円）	0	0	0	0
		日数（日）	0	0	0	0.0
		人数（人）	0	0	0	0
	短期入所療養介護（介護医療院）	給付費（千円）	0	0	0	0
		日数（日）	0	0	0	0.0
		人数（人）	0	0	0	0
	福祉用具貸与	給付費（千円）	18,288	18,038	17,871	16,088
		人数（人）	112	111	110	99
	特定福祉用具購入費	給付費（千円）	731	731	731	731
		人数（人）	2	2	2	2
	住宅改修費	給付費（千円）	1,627	1,627	1,627	1,627
		人数（人）	1	1	1	1
	特定施設入居者生活介護	給付費（千円）	23,183	23,212	23,212	23,212
		人数（人）	10	10	10	10

			令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
（2）地域密着型サービス						
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	給付費（千円）	0	0	0	0
		人数（人）	0	0	0	0
	夜間対応型訪問介護	給付費（千円）	0	0	0	0
		人数（人）	0	0	0	0
	地域密着型通所介護	給付費（千円）	15,633	15,653	15,653	13,821
		回数（回）	162	162	162	141.4
		人数（人）	8	8	8	7
	認知症対応型通所介護	給付費（千円）	0	0	0	0
		回数（回）	0	0	0	0.0
		人数（人）	0	0	0	0
	小規模多機能型居宅介護	給付費（千円）	40,787	40,839	40,839	35,353
		人数（人）	15	15	15	13
	認知症対応型共同生活介護	給付費（千円）	124,922	125,080	125,080	125,080
		人数（人）	40	40	40	40
	地域密着型特定施設入居者生活介護	給付費（千円）	0	0	0	0
		人数（人）	0	0	0	0
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	給付費（千円）	0	0	0	0
		人数（人）	0	0	0	0
	看護小規模多機能型居宅介護	給付費（千円）	0	0	0	0
		人数（人）	0	0	0	0
（3）施設サービス						
	介護老人福祉施設	給付費（千円）	301,286	301,667	301,667	301,667
		人数（人）	95	95	95	95
	介護老人保健施設	給付費（千円）	191,921	192,164	192,164	192,164
		人数（人）	57	57	57	57
	介護医療院	給付費（千円）	121,448	121,602	121,602	121,602
		人数（人）	29	29	29	29
	介護療養型医療施設	給付費（千円）				
		人数（人）				
（4）居宅介護支援		給付費（千円）	29,506	29,513	28,966	26,245
		人数（人）	166	166	163	147
合計		給付費（千円）	1,086,911	1,085,655	1,082,376	1,050,769

3 サービス見込量を確保するための方策

（1）居宅介護サービス

訪問介護等の訪問系サービス及び通所介護等の通所系サービスは、民間企業をはじめとする多様な事業主体の参入により、サービスの供給量が確保されており、今後も必要なサービスの量が確保されるものと判断しました。

さらに、介護系サービスと医療系サービスの連携等サービスの質の確保が図られるよう、事業者・医療機関等へ支援を行います。

他のサービスについても、引き続き、利用ニーズの動向を注視し、必要な場合には新規事業者の参入を促進するなど、町内全域におけるサービス提供体制の確保に努めます。

（2）地域密着型サービス

地域密着型サービスの事業者指定は町で行うため、町が定める設置基準、運営基準、人員基準等についての情報提供・相談対応等を行います。

今後とも、利用者ニーズの動向及び町内や近隣事業者の参入意向の動向を継続的に把握し、次期計画での基盤整備に向けた検討を行います。

（3）施設サービス

介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院の介護保険施設については、要望等を把握しながら適正なサービス提供に努めていきます。

（4）災害に対する備え

介護事業所等と連携し、定期的な指導等を通して、介護事業所等で策定している非常災害に関する具体的な計画等を点検するとともに、避難訓練の実施や防災啓発活動、想定されているリスクや、食料等の物資の備蓄・調達状況の確認を行い、さらには、災害の種類別に避難に要する時間や避難経路を共有します。

（5）感染症に対する備え

介護事業所等と連携し、感染症発生時の介護の対応訓練を行うとともに、定期的な指導等を通して、保険者及び介護事業所等の職員が感染症に対する理解や知見を有した上で業務に当たり、感染症発生時においてもサービスを継続するための対策を図ります。

4 | 保険料の算定

第9期計画における第１号被保険者の介護保険料基準月額は5,850円で、基準年間保険料は70,200円となります。所得区分別保険料（年額）は、次のとおりです。

■所得段階別保険料の見込額

段階（乗率）	対象者	上段：年　額 下段：月平均
第１段階（0.285）	・生活保護受給者 ・世帯全員が町民税非課税の老齢福祉年金受給者等 ・世帯全員が町民税非課税かつ本人年金収入等 80 万円以下	20,000円 1,667円
第２段階（0.485）	世帯全員が町民税非課税かつ 本人年金収入等80万円超120万円以下	34,000円 2,837円
第３段階（0.685）	世帯全員が町民税非課税かつ 本人年金収入等120万円超	48,000円 4,007円
第４段階（0.90）	本人が町民税非課税（世帯に課税者がいる）かつ 本人年金収入等80万円以下	63,100円 5,265円
第５段階（1.00）	本人が町民税非課税（世帯に課税者がいる）かつ 本人年金収入等80万円超	（基準額） 70,200円 5,850円
第６段階（1.20）	本人が町民税課税かつ合計所得120万円未満	84,200円 7,020円
第７段階（1.30）	本人が町民税課税かつ合計所得120万円以上210万円未満	91,200円 7,605円
第８段階（1.50）	本人が町民税課税かつ合計所得210万円以上320万円未満	105,300円 8,775円
第９段階（1.70）	本人が町民税課税かつ合計所得320万円以上420万円未満	119,300円 9,945円
第10段階（1.90）	本人が町民税課税かつ合計所得420万円以上520万円未満	133,300円 11,115円
第11段階（2.10）	本人が町民税課税かつ合計所得520万円以上620万円未満	147,400円 12,285円
第12段階（2.30）	本人が町民税課税かつ合計所得620万円以上720万円未満	161,400円 13,455円
第13段階（2.40）	本人が町民税課税かつ合計所得720万円以上	168,400円 14,040円

※第１段階～第３段階の対基準額割合は、公費による軽減強化後の割合です。

5 サービスの円滑な提供を図るための事業

1　被保険者等への制度の周知

町の広報で情報発信を行うとともに、介護保険パンフレットの配布を行うなどして要支援、要介護者への情報提供を推進します。

2　円滑な提供体制の整備

関係事業者に関する情報提供や関係事業者相互間の情報交換のための体制整備等、事業者相互間の連携の確保に関する事業、その他の介護給付等対象サービスの円滑な提供を図るための事項を定めます。

3　介護サービスの質的向上と業務効率化の取組

介護サービス事業者においては、従業者のための研修等を実施し、知識の習得やサービスの質の向上を目指し、利用者の要望や苦情に適切に対応するよう指導するとともに、マンパワーの削減に資する事業者の業務効率化に向けた取組等についての支援を継続的に検討します。

4　低所得者に対する負担軽減

低所得者の保険料負担軽減を図るため、公費による保険料軽減、補足給付、社会福祉法人による減額制度を引き続き実施します。

5　相談・苦情の対応

福祉課を中心として対応し、利用者の疑問や不満・苦情について、高齢者が理解しやすい説明を心がけ、親切かつ的確に対応します。

6　介護保険指定事業者への適正な指導・監督

地域密着型サービスに係る事業者の指定にあたっては、適正な指定事務の執行に努め、利用者の立場に立ったサービス提供が行われるよう適切な指導・監督を実施します。

7　介護サービス情報公表システムの活用

厚生労働省が運用する介護サービス情報公表システムの活用を促進するため、パンフレット等にそのアクセス方法を明記するなど、積極的な情報発信に努めます。

8　介護保険料の収納率の向上対策の推進

介護保険制度の趣旨について、広報活動等を通じ、より一層の周知・啓発を進めるとともに、保険料徴収体制の確立、口座振替の推進など、さらなる収納率の向上を目指します。

9　福祉・介護人材の育成

福祉・介護人材の確保については、関係機関との連携を図りながら、職場環境の改善などの事業者の取り組みを推進するとともに、限られた人材を地域全体で確保する方策を検討します。

第８章　生きがいのある福祉のまちづくり

生きがいにあふれた地域づくりを実現するために、積極的に社会参加や学習・健康づくり活動、さらにはボランティア活動等に参加することができるよう、多様な社会参加機会の提供に努め、活力ある地域社会が形成されるよう取り組んでいきます。

１｜生きがいづくりの推進

（１）社会参加の促進

高齢者は健康づくりや社会貢献、生きがいづくり等から地域や社会への高い参加意識を持っています。関係機関と連携し、高齢者の知識、経験を生かしながら地域や社会へ積極的に参加できるよう環境を整備します。

また、社会貢献活動などを通じて体を動かしたり生きがいを持ったりすることで要介護状態や閉じこもり防止等の効果を期待します。

（２）ボランティア活動基盤の整備

介護予防サポーターをはじめ、ボランティア活動に対する興味や関心を持っている高齢者が多く、他の高齢者の生活を支えるさまざまなサービスの担い手として活躍する場も増えています。

今後も、高齢者のボランティア活動を支援するための情報提供等、ボランティア活動への参加を促進します。

２｜仲間づくりの推進

（１）老人クラブ活動

老人クラブの活動は、社会奉仕活動や生きがいを高める活動として期待されています。各種活動や健康づくりを目的として老人クラブによるグラウンドゴルフ等のスポーツ大会や各種研修等を行っています。

今後も、老人クラブ事務局と連携しながら、各団体を中心とした高齢者相互の協力・連携による仲間づくりや元気高齢者の育成を図ります。

第９章　計画を推進するための体制づくり

安心できる地域ケアの実現にむけて、各主管課において適切な事業運営のための環境整備に努めるとともに、町民ニーズを的確に把握しながら、地域の特性に応じたきめ細かな高齢者福祉施策を総合的・一体的に推進していきます。また、各年度において計画の達成状況を点検し、その結果に基づいて対策を実施していきます。

1　庁内体制の充実

保健事業、福祉事業、その他生涯学習、社会参加、バリアフリー化等の関連施策等の実施のため、関係各課において十分な連携のもとに適切な対応を図ります。

2　相談窓口サービスの充実

地域包括支援センターにおいて、介護者の悩みや不安を解消するための相談や情報提供を行っています。

また、町の窓口でも随時相談を受け付けるなど町民からのさまざまな相談に対し、速やかに対応できる体制を確立しました。さらに、介護保険制度に関するパンフレット、広報紙、町のホームページなどの媒体を広く活用して介護保険に関する情報を提供し、さまざまなサービス内容の周知とその利用についての広報活動を推進します。

3　計画の達成状況の点検および評価

高齢者福祉計画・介護保険事業計画については、各年度においてその達成状況を点検し、この結果に基づいて対策を実施していきます。

（１）進行管理

毎年度、本計画の進捗状況を調査し、社会の情勢や町民の意向を踏まえながら、計画の効果的な推進にむけて適切な見直しを行っていきます。

（２）事業の評価・点検

計画の効果的な実施を進めるためには、計画に定めた内容について、ＰＤＣＡの管理サイクルによる継続的な調査と点検、評価が必要です。サービスの利用量やサービス事業者の供給量を確認、分析するだけではなく、利用者が満足するサービスの提供がなされているかなど豊かな暮らしを育む視点から施策評価を行い、事業の改善を進め、適正な運用をめざします。